〇 主文

前記本案事件のうち、申立人Aについて被告荻窪税務署長Bがした定期預金(口座番号二七七三三)金七万円及び債権差押通知書到達日までの確定利息の各払戻請求権に対する差押処分の無効確認を求める訴え、並びに申立人Cについて被告浅草税務署長Dがした電話加入権に対する差押処分の無効確認を求める訴えを、それぞれ被申立人国を被告とする損害賠償の訴えに変更することを許可する。

一本件申立ての要旨は、申立人らは毎年負担すべき所得税のうち国の支出に占める自衛隊関係費の割合に相当すると思料される部分につきその納付を拒否務署長(申立人Cにつき浅草税務署長、同Aにつき減り申立人をでの主義での共享では昭和五五年に至りこれを徴収するため滞納処分によりについては電話加入権、同Aについては郵便定期預金及び確定する存在であるとは明系費に充するでき税の徴収を目的とするを提起になが、その後申立人のは常務にである人Aにであるとは滞納処分手続が完了し、同Cについては他の預金債権に対するが解除されては滞納処分手続が完了し、同Cについては他の預金債権に対する滞納といては滞納処分手続が完了し、同Cについては他の預金債権に対しては滞納処分を表がであるがにかが解除されたのである。申立人らは右の訴えを滞納処分にかかる事務のによりの時属を求める、申立人らは右の訴えを滞納処分にというのにある。

これに対し被告浅草税務署長及び被申立人国は、申立人での申立てにつき、変更後の損害賠償請求の訴えにおいて請求原因として主張されている違法行為は、変更前の訴えにおいて無効確認を求められていた電話加入権に対する差押処分やその解除ではなく、これと別個な預金債権に対する差押処分とその取立金の国税への充当であるから、これらの訴えの間には請求の基礎に同一性がないと主張する。

しかしながら、申立人でについてのそれぞれの滞納処分の原因となった租税債権 (所得税)は訴えの変更の前後を通じて同一であり、したがつてその主張する違法 事由も全く同一であり、滞納処分の対象たる財産権の内容及び帯納処分の完了な程度が の事実については被申立人を含む被告らにおいて争わず、本案訴訟においては かというまさに滞納 の事実については被申立人を含む被告らにおいて争わず、本案訴訟においては がというまさに滞納 の原因たる租税債権 (所得税)の存否あるいは国税徴収の障害となるべき事のの原因たる租税債権 (所得税)の存否あるいは国税徴収の障害となるべき事由に が近れてきたことが認められるのの原因に から、申立人 A のみならず同でにかかるそれぞれの訴えは変更の前後を通じるのよいで詳細な主張の展開及び証拠の申出が進められてきたことが認められるので訴えの変更はないといえるし、従前の訴訟手続及び訴訟資料の利用を考えて も訴えの変更を認めることが訴訟経済にも合致するといえるので訴えの変更は はいうべきである。

三 よつて、申立人らの本件申立ては相当として行政事件訴訟法三八条一項、二一条一項によりこれを許可することとし、主文のとおり決定する。

(裁判官 時岡 泰 満田明彦 菊池 徹)